

<特別措置の内容>

1. 内 容

2021年1月分のインバランス料金（3月上旬に当社が小売電気事業者に請求する不足インバランス料金および給電指令時補給電力料金の合計から、当社が小売電気事業者にお支払いする余剰インバランス料金を差し引いた料金をいいます。）を最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とする。（4月上旬以降に分割支払いに応じた支払期日を順次設定）

2. 適用対象料金

2021年1月1日から1月31日までのインバランス料金

3. 適用対象の事業者

以下の（1）から（3）までのすべての要件を満たしている小売電気事業者

（1）需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う次の需要家への柔軟な対応を行っており、その内容をホームページや料金明細書等で周知していること

①新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払が困難な需要家の求めに応じた、支払いの猶予など

②市場連動型の電気料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置

（2）次のいずれにも当てはまらないこと

①本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること

②本年1月を含まない直近の会計年度の収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期および前々期に比して悪化していること

（3）この特別措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約等を締結していること

4. 特別措置のお申込み方法

2021年2月15日から3月15日までの間に当社のネットワークサービスセンターまで所定の様式によりお申込みください。

以 上